佐賀県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、国が整備する難病患者データベースへの円滑な情報登録に資することを目的として、臨床調査個人票の電子化に取り組む医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによ

　る。

（１）医療機関　医療法（昭和23年法律第205号）第７条の規定に基づき許可を受けた病

院及び診療所、並びに同法第８条の規定に基づき届出をした診療所をいう。

（２）難病指定医等　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労

働省令第121号）第15条第１項第１号に規定する難病指定医及び同項第２号に規定す

る協力難病指定医をいう。

（交付の対象事業等）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業者、補助金の交付の対象経費、これに対する補助率、補助金額等は、次表のとおりとする。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者 | 難病指定医等が勤務する医療機関 |
| 補助対象経費 | 医療機関が行う臨床調査個人票のオンライン登録に向けた環境整備に  必要なパソコンの購入費、院内システム改修費等。但し、補助金交付  決定日以降に着手されたもので当該年度末日までに納品、支払が完了するもの。 |
| 基準額 | 100,000円 |
| 算定方法 | (1) 補助対象経費支出額と基準額とを比較し、少ない方の額を選定す  る。  (2) (1)の選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。  (3) 補助基本額に補助率を乗じて得た額を補助金額とする。 |
| 補助率 | ２分の１ |

２　補助事業者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

（１） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３） 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　補助事業者は、前項の（２）から（７）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助金の交付申請）

第４条　規則第３条第１項に規定する補助金交付申請書は、様式第１号のとおりとする。

２　前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は１部とする。

３　規則第４条第３項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

４　補助事業者は、第１項の申請をしようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第５条　規則第５条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１） 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（２） 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20％以内の金額の変更については、この限りではない。

（３） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

（４） 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（５） 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合においては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管すること。

（６） 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではない。

（７） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（８） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

（９）　前条第４項ただし書きの規定により交付申請をした場合は、第８条の規定による実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかであるときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（10）　前条第４項ただし書きの規定により交付申請をした場合は、第８条の規定による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、その金額を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の４月30日までに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

　　 　なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

２　前項第２号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合には、前条第３項の規定に準じて行うものとする。

３　第１項第２号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第３号のとおりとする。

４　第１項第１０号の規定により、知事に当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を報告する場合の仕入控除税額報告書は、様式第２号のとおりとする。

（申請の取下げ）

第６条　規則第７条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から20日間とする。

（交付決定の取消し等）

第７条　知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が第３条第２項の規定に該当することが判明したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合には、当該取消しに係る部分についての補助金の返還を命ずることができる。

３　規則第１６条及び第１６条の２の規定は第１項の規定により取り消す場合に、規則第１７条から第２１条までの規定は前項の規定により返還を命ずる場合に、それぞれ準用する。

（実績報告）

第８条　規則第１２条第１項前段に規定する実績報告書は、様式第４号のとおりとする。

２　前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して１ヶ月を経過した日又は交付の決定に係る県の会計年度が終了する年度の３月31日のいずれか早い方とし、その提出部数は１部とする。

（補助金の交付）

第９条　規則第１５条第１項に規定する補助金交付請求書は、様式第５号のとおりとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和６年９月３０日から施行する。